

2022年9月

夜間金庫をご利用のお客さま 各位

株式会社七十七銀行

代金取立手数料の改定および夜間金庫使用規定の改正のお知らせ

株式会社七十七銀行（以下、「当行」）は、2022年11月4日（金）に行われる電子交換所への移行を機に、代金取立手数料の改定を実施します。

従来、同一手形交換所内の金融機関店舗を支払場所とする小切手等につきましては無料で入金処理を行ってまいりましたが、2022年11月4日（金）以降につきましては、代金取立手数料の改定に伴い、1通あたり660円（消費税込）の取立手数料をいただくこととなります。

代金取立手数料の改定の背景や詳細につきましては、別に掲載しております「代金取立手数料の改定のお知らせ」をご覧ください。

夜間金庫預入用袋に小切手等を封入された場合にも、取立手数料のお支払いが必要となります。取立手数料につきましては、小切手等を入金される預金口座から、当行において引き落とし処理をさせていただきますので、次頁記載のとおり、夜間金庫使用規定を改正いたします。

お客さまにはご負担をおかけいたしますが、ご理解を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、お取引店窓口までお尋ねください。

以上

夜間金庫使用規定の改正箇所

1. 改正内容

(1) 入金処理日の変更

開封時期を「翌営業日」から「翌営業日以降」に改正いたします。

(当行では一部のお客さまの夜間金庫預入用袋の入金処理を本部にて実施しており、預入用袋の移送の関係上、開封および入金処理までお時間をいただく場合がございます。今般の改正によりお客さまの入金時期が一律に遅くなるものではございません。入金時期が遅くなるお客さまに対しましては、取引営業店より個別にご相談のうえ対応させていただきます。)

(下線部改正)

改 正 前	改 正 後
<p>4. この金庫に投入された預入用袋は、翌営業日に当行において開封し、内容を確認のうえ、その金額をご入金額とします。</p> <p>万一、現金その他が入金伝票記載金額と相違するようなことがあった場合は、当行が再確認した金額をもって入金額とします当行は現金その他の再鑑を際して、使用契約者の立会いを願うこともあります。</p>	<p>4. この金庫に投入された預入用袋は、翌営業日<u>以降</u>に当行において開封し、内容を確認のうえ、その金額をご入金額とします。</p> <p>万一、現金その他が入金伝票記載金額と相違するようなことがあった場合は、当行が再確認した金額をもって入金額とします当行は現金その他の再鑑を際して、使用契約者の立会いを願うこともあります。</p>

(2) 取立手数料の引き落とし処理に関する規定を追加

お客さまが取立手数料をお支払いいただく必要がある場合、当行にて引き落とし処理を行うことができる条項を追加します。

(なお、条項の追加に伴いその後の条項番号を順次繰り下げます。)

(下線部改正)

改 正 前	改 正 後
(追加)	<p>5. この金庫に投入された預入用袋の中に小切手等が含まれていた場合、<u>使用契約者は当行所定の代金取立手数料に準じた取立手数料を別途お支払いいただくものとします。</u></p> <p><u>取立手数料は、入金票に記載された預金口座から、当座勘定規定あるいは普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出しあるいは普通預金通帳および払戻請求書の提出を省略し、払戻しのうえ充当します。</u></p>

2. 使用規定改正日

2022年11月4日(金)

注. 実施日以降に当行にて夜間金庫預入用袋の内容物を確認したのから手数料をいただきます。

以 上

夜間金庫使用規定（改正後・全文）

（下線部が改正箇所です）

1. 夜間金庫の使用契約者は、当行の当座勘定、普通預金その他の預金へご入金の場合に限り、いつでも金庫を利用することができます。

この場合、当行は本規定のほか、当座勘定、普通預金等の規定によりお取扱いいたします。

2. 夜間金庫のご使用にあたっては、当行所定の使用料(基本料金および夜間金庫専用入金票交付料)を次によりお支払いいただくものとします。

(1) 基本料金

基本料金は、当行所定の料金を3月31日または9月30日(以下「基本料金徴収期限」という。)の翌日より6ヶ月分を前払いするものとし、毎年4月10日および10月10日(休日の場合は翌営業日)に使用契約者が指定した預金口座から、当座勘定規定あるいは普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出しあるいは普通預金通帳および払戻請求書の提出を省略し、払戻しのうえ基本料金に充当します。

なお、当初の使用料は、契約時に契約日に属する月を1ヶ月とし、その月から最初に到来する基本料金徴収期限までの分を月割により支払ってください。

また、基本料金を現金で支払う場合にも同じ要領で前払いしてください。

(2) 夜間金庫専用入金票交付料

「当座勘定入金帳(夜間金庫専用)」(以下「専用入金帳」という。)または「普通預金(納税準備預金)入金票綴(夜間金庫専用)」(以下「専用入金票綴」という。)の請求があった場合は、当行所定の料金をお支払いいただきます。

(3) 上記(1)、(2)の使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、当行所定の方法によりあらかじめ通知いたします。

なお、基本料金については、変更日以後最初に到来する徴収日の属する基本料金徴収期限から、変更後の料金を適用します。

(4) 契約期間中に解約があった場合は、基本料金の支払い前のときは解約日の属する月までの基本料金を支払ってください。

なお、基本料金を支払済のときは、解約日の属する月の翌日から基本料金徴収期限までの基本料金を月割計算により返戻します。

3. ご入金の際は、専用入金帳、専用入金票綴の専用入金票(当座預金、普通預金、納税準備預金以外の預金は当行所定の入金票)に金種別内訳表を添えて現金・小切手等と共に預入用袋に入れて施錠のうえ、金庫に投入し金庫扉を閉めてください。

この場合、次のとおり取扱ってください。

- ① 預入用袋は夜間金庫専用の袋を使用してください。
- ② 金庫に投入するときは、預入用袋を1個ずつ投入してください。
- ③ 金庫扉を閉じたことを確認のうえ、必ずレシートをお受取りください。
- ④ レシートは当該入金分が通帳等により確認されるまで保管してください。

4. この金庫に投入された預入用袋は、翌営業日以降に当行において開封し、内容を確認のうえ、その金額をご入金額とします。
万一、現金その他が入金伝票記載金額と相違するようなことがあった場合は、当行が再確認した金額をもって入金額とします。
当行は現金その他の再鑑を際して、使用契約者の立会いを願うこともあります。
5. この金庫に投入された預入用袋の中に小切手等が含まれていた場合、使用契約者は当行所定の代金取立手数料に準じた取立手数料を別途お支払いいただくものとします。
取立手数料は、入金票に記載された預金口座から、当座勘定規定あるいは普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出しあるいは普通預金通帳および払戻請求書の提出を省略し、払戻しのうえ充当します。
6. 災害・事変その他不可抗力による損害、および金庫扉や預入用袋の閉鎖不完全による事故等に起因した当行が内容を確認する前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
7. 使用契約者は、当行営業時間中にご来店のうえ預入用袋および専用入金帳等をお受取りください。
8. 預入用袋の副鍵は当行が所持し、その開閉に使用します。
9. 金庫扉鍵、預入用袋およびその鍵の保管については、十分注意をはらい、万一、喪失や破損等の場合は直ちに当行へお届けください。
もし、届出がないために生じた障害については、当行はその責任を負いません。
上記の場合、その再製、修理の費用はご負担願います。
10. この金庫のご使用は当行の都合でいつでも一時中止、または解約することがあります。
11. 金庫使用契約をご解約の場合は、契約時に貸与しておりました「金庫扉鍵、預入用袋、預入用袋正鍵」は直ちに当行へ返還してください。
12. この金庫扉鍵、預入用袋およびその鍵は、他に転貸または譲渡することができません。
13. この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
上記の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上